

外食事業者の  
皆さん!

# あなたのお店でも 牛肉の原産地表示を進めましょう!

「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、外食事業者の皆さんが牛肉の原産地表示を行う際の基本的な事項を定めた、「外食における牛肉の原産地表示のための自主基準の設定等に関する指針」を策定しました。

また、指針に沿った表示の取組を促進するため、条例に基づき、「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」を創設しました。

**消費者の皆さんの外食に対する信頼感を  
より一層深めるためにも、積極的に原産地の  
表示に取り組みましょう。**



指針や取組宣言制度、また、指針に基づく取組を行っているお店などは、  
県ホームページで御覧になれますので、次の手順でアクセスしてください。

新潟県ホームページトップ画面 > 「健康・医療・衛生」または「消費生活・食生活」 >  
> 「にいがた食の安全インフォメーション」 > 「外食の牛肉原産地表示」



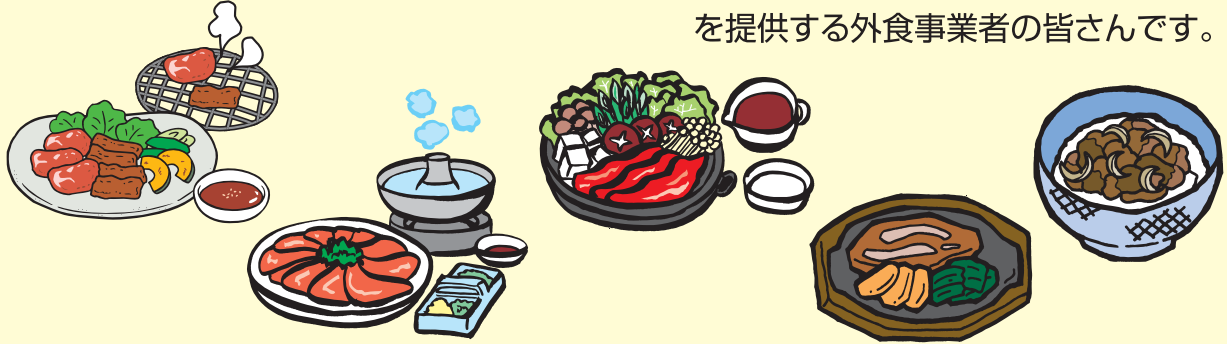
新潟県

# 自主基準の設定等に関する指針

## 1 対象事業者

焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛丼

を提供する外食事業者の皆さんです。



## 2 表示する原材料

焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛丼に使用されている牛肉です。

※内臓肉は含みません。(5頁のQ&AのQ2参照)



## 3 自主基準の設定

外食事業者の皆さんは、次のとおり、牛肉の原産地表示の仕方（「自主基準」）を決めてください。

### 自主基準の設定 その1

①国産品、②輸入品、③複数の原産国の牛肉を使用する場合ごとに、表示する原産地の名称を決めます。

#### 国産品の場合

国産である旨を表示してください。

このほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することも可能です。

#### 輸入品の場合

原産国名を表示してください。

このほか、一般に知られている地名を表示することも可能です。  
なお、一般に知られている地名を表示する場合は、必要に応じて地名と原産国名を併記するなど、消費者に分かりやすい表示とするように努めてください。

国産品

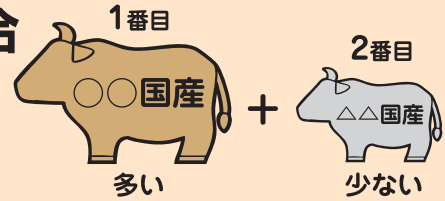


輸入品

## 複数の原産国の牛肉を使用する場合

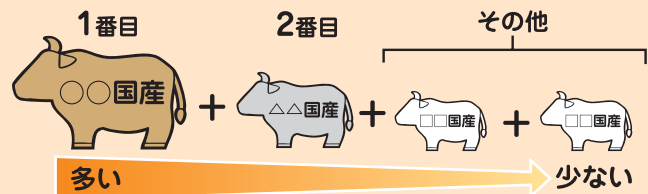
### A 牛肉の原産地が2か国以上ある場合

原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示してください。



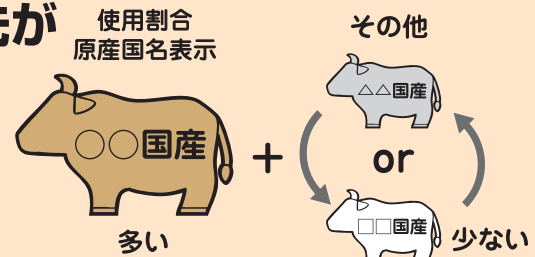
### B 牛肉の原産地が3か国以上ある場合

原材料に占める重量の割合の多いものから2か国を表示し、3か国目以降の原産国を「その他」として、一括して表示できます。ただし、より多くの原産国について情報提供が可能な場合は、積極的に表示してください。



### C 表示する牛肉について、使用量の大部分を特定の国から調達し、残りの調達先が変動しやすい場合

当該1か国の名称と使用割合を表示し、その他の原産国を「その他」として表示できます。



## 自主基準の設定 その2 牛肉の原産地の表示方法と表示場所を決めます。

創意工夫を活かして、消費者に分かりやすい方法及び表現で、見やすい場所へ原産地を表示してください。

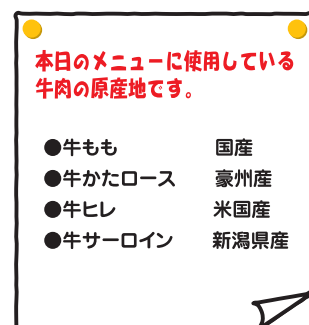
### 〈例1〉

メニューサンプルの脇にプレートを置き、原産地を表示



### 〈例2〉

使用する牛肉の部位ごとに原産地を表示した一覧表を店内入り口に掲示



### 自主基準の設定 その3 適正な表示が行われるよう、次の事項を自主基準に盛り込みます。

- 原材料の原産地を表示するに当たっては、牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わない。
- 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行わない。
- 原産地表示に当たっては、表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理に努めることを通じて、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応できるようにする。

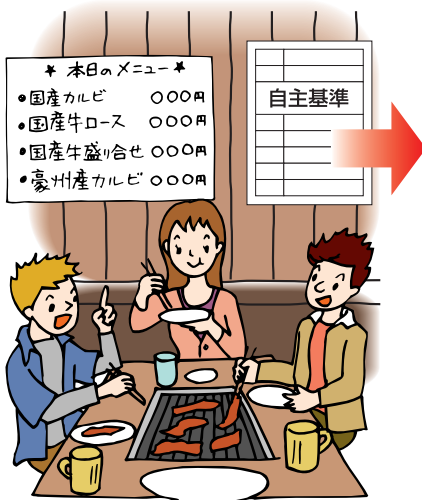
### 自主基準の設定 その4 その1から3までの内容以外で、消費者の商品選択に役立つと考えられるものを、必要に応じて自主基準に加えてください。

## 4 自主基準の公開

外食事業者の皆さんは、自ら決めた表示の仕方を次の方法により公開してください。

- ①自らのホームページによる公開 ②店頭掲示による公開など

(自主基準例)



外食事業者名	株式会社 ○○○○
店舗名	焼肉 △△△
牛肉の原産地表示に関する自主基準	
項目	内容
1 原産地の名称	焼肉に使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。
(1) 国産の場合	国産である旨を表示します。
(2) 輸入品の場合	原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示します。
2 表示の方法	メニューごとに原産地を表示します。
3 表示場所	店内に一覧表を掲示し原産地を表示します。
4 表示管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料の原産地を表示するに当たっては、牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにします。</li> <li>○ 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行いません。</li> <li>○ 表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理を常に行い、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応します。</li> </ul>
5 その他(任意事項)	表示責任者を設置し、内部チェック体制を整備します。

## 5 自主基準の遵守

- 自ら決めた表示が正しく行われているか、常に原産地の表示状況の点検に努めてください。
- また、消費者から要請があれば、積極的に遵守状況を説明してください。

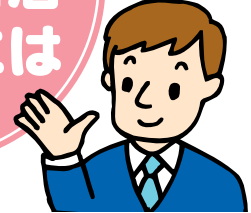
# 原産地表示取組宣言制度

“原産地表示取組宣言制度”に基づく届出により、「原産地表示取組宣言店」として、県ホームページへの掲載や、県の定めた「表示取組宣言票」を使用することができます。

## 外食事業者の皆さん

- ① 指針に基づき表示の仕方（自主基準）を決めて、表示を行ってください。（1頁の3自主基準の設定参照）
- ② 自社ホームページや店頭掲示等で自主基準を公開してください。（3頁の4自主基準の公開参照）
- ③ 県に表示取組内容届出書を提出してください。
- ④ 表示取組宣言票に届出番号を記載した上で、宣言票を店頭掲示などすることができます。

## 原産地表示 取組宣言店 になるには



## 県

指針に基づき自主基準が決められているかを確認します。

届出書受理通知書の送付  
（届出番号が記載されています。）

県ホームページに、届出のあった外食事業者の

- 氏名、名称
- 該当店舗の名称、所在地などを掲載します。



店舗の表示管理責任者の顔写真、店舗名、会社のロゴマークなどを適宜掲載してください。

## 表示取組宣言票の様式

新潟県届出番号第×××号

## 牛肉料理 原産地表示取組宣言店

牛肉料理（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛丼）※の原産地表示に関する自主基準を公開しています。

※カッコ内は、焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ、牛丼のうち店舗で取り扱うものを記載してください。



# Q&A

Q1

指針の対象となる外食事業者の範囲を教えてください。

指針は、焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ及び牛丼を提供するすべての外食事業者を対象としており、外食事業者の規模、業態などに関する例外規定は設けておりません。

A

Q2

指針で定められている原産地を表示する原材料に、焼肉店で提供するホルモンなどの「牛の内臓」は含まれますか？

指針では、消費者が「精肉」そのものの価値に着目して注文することが多く、牛トレーサビリティ法でも対象としている「焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ」の4品目と消費者の関心が高い「牛丼」に使用されている牛肉の原産地を表示の対象としています。したがって、指針では、「牛の内臓」は原産地を表示する対象にはなっておりません。

なお、消費者の商品選択に資するため、「牛の内臓」についても原産地を表示する旨自主基準に盛り込んでいただくことは、望ましいものと考えております。

A

Q3

当店では、「しゃぶしゃぶ」と「すき焼き」を提供していますが、「しゃぶしゃぶ」に使用されている牛肉の原産地表示に関する自主基準だけを設定してもよいですか？

指針では、焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ及び牛丼を提供するすべての外食事業者が、当該料理に使用されている牛肉の原産地を表示することとしています。

このため、店舗で「しゃぶしゃぶ」と「すき焼き」を提供している場合は、両方の料理に使用されている牛肉の原産地表示に関する自主基準を設定していただくこととなります。

A

Q4

指針に基づき自主基準を設定して原産地表示を行わないと、処罰されますか？

指針には、強制力はありません。

なお、指針の根拠である「にいがた食の安全・安心条例」では、県民が安全で安心な食品等の選択ができるよう、外食事業者を含む食品関連事業者が自主基準の設定・公開等に努める旨規定されておりますので、条例の趣旨を理解いただき、自主的に取組を行ってください。

A

【お問い合わせ先・各種届出書提出先】

新潟県農林水産部食品・流通課消費拡大係

〒950-8570 新潟市新光町4-1

電話:025-280-5743(直通) FAX:025-280-5548

E-mail:t0600402@mail.pref.niigata.jp